

学費のこと

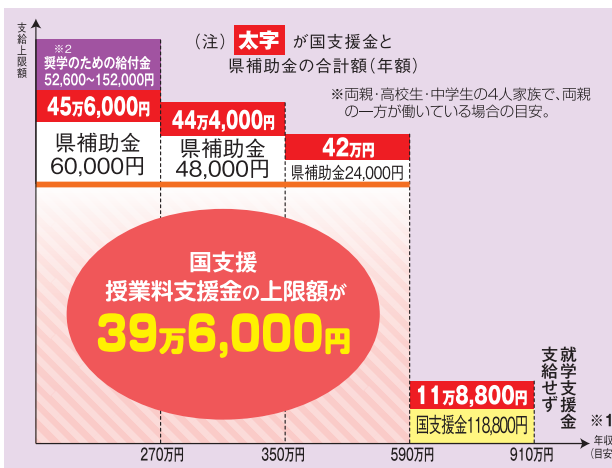
～高等学校等就学支援金制度～

「私立高校がさらに身近に」

高等学校等就学支援金の制度が拡充され、所得制限はあるものの、実質無償化が推進され、私立高校がぐっと身近になっています。進学に当たっては、ぜひ私立高校をお選びください。

学費負担軽減の POINT

- ①国では「就学支援金」制度を拡充し、令和2年度から最大で年額**39万6,000円**が支給されます。
- ②さらに、岡山県では、生徒及び保護者が岡山県内に在住する場合は、学校納付金(授業料、施設整備費等)の減免を行う「私立高等学校納付金減免補助金」制度が設けられており、最大で年額**6万円**が交付されます。(昨年度同様)
これらの助成金は一定の計算式で算定され、各高校の授業料、学校納付金から差し引かれます。
なお、下の図は一応の目安となる世帯収入を示して標記しています。
- ③加えて、県の「奨学のための給付金」制度を合わせると、最大で年額**60万8,000円**の負担軽減になります。
※詳しくは各校へお問い合わせください。



※1 世帯年収については、一応の目安であり、どの区分に該当するかは、課税所得額を用いて計算した額により判断されます。

※2 非課税世帯で第1子の高校生がいる世帯は**13.46万円**、非課税世帯かつ23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯では**15.2万円**支給されます。また、生活保護受給世帯の高校生には**5.26万円**が支給されます。

【就学支援金計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

上記による算出額 支給額
<15万4,500円 → 最大39万6,000円
<30万4,200円 → 11万8,800円

※課税標準額、調整控除の額は市町村が発行している課税証明書で確認できます。

私立小中学校に通う児童生徒への授業料免除支援

私立小中学校等に入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒(急変後の年収**400万円**未満+資産保有額**700万円**未満)に年額**33万6千円**を上限に支援されます。また、その後も低所得の場合は、卒業まで支援が継続されます。